

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 姚勝旬

論文題目：『中国法の近代化と日本』

本論文は、中国法の近代化、即ち中国における西洋法の継受の過程において日本の果たした役割を史実に基づいて解明し、その歴史的意義を考察したものである。

第一章において、清朝に至る伝統的中国法が、刑罰法規である「法」と、道徳や慣習などと深く関わりつつ、行政法や家族法などの法領域の規範を含んだ「禮」の二元性を有していたことを述べ、第二章において西洋文明の影響を受け始めた阿片戦争（一八四〇年）以後においても、清朝は西洋法導入の構想を持たなかったことを述べる。

しかし民間においては、儒学における進化的史観を説いた公羊学派の擡頭が「変法」思想登場の契機となった。また留学者・翻訳家等によって欧米の憲政の思想や制度が紹介され、特に日清戦争後康有為等の日本をモデルとする法制改革論が、朝廷によって取り上げられ、「戊戌変法」（一八九八年）をもたらした。これは短命に終わったが、後の改革の先駆形態として重要である、と論述する（第二・三章）。

以下第四章より第七章までは、義和団事件（一九〇〇年）を契機とした列強の圧力の下で、実質上の権力者西太后が遂に西洋法の継受を決定した後、儒家・法家双方の伝統の承継者である沈家本が立法改革の担当者となったことが述べられ、日本への留学生の派遣、翻訳作業、載澤・張謇など高官の日本派遣、岡田朝太郎など日本法律家の招聘と、その下での法典編纂作業の経緯が叙述される。

第八章・第九章は、こうして成立した商律・大清明律草案、刑律の他、訴訟法や出版法、著作権法などの内容が概観され、その特質が考察される。

第十章は、いわゆる「禮法論争」、即ち張之洞など性急な西洋法継受に対する批判者の登場と、それに対する沈家本らの反論の過程が紹介され、一方において張之洞らに洋務派的性格、他方において沈家本らに儒家的背景があり、論争が妥協に終わったことが述べられる。これに附随して張・沈の伝記及び思想的背景の叙述があり、またドイツ及び日本の法典論争の比較が試みられる。

第十一章は、こうして編纂された諸法典が、辛亥革命（一九一一年）によって殆んど実施されないままに終わったこと、しかし民国時代の立法に強い影響を及ぼし、そのことが現在においても中国法の体系原理や用語などにおける日本法との共通性をもたらしていることが述べられる。

最後に終章において、明治期における日本の西洋法継受が、重要なものを取捨選択し、国情に合わせて適宜修正していて、日本法を通じて西洋法を継受したことは、西洋法を直接継受するより合理的な政策であったこと、日本の法学者たちが西洋的法概念を漢語に訳しており、この日本製の訳語を継受したことは、法における言語の本質的重要性という点から見て、媒介者としての日本の重要性を物語るとして、本論文を閉じている。

本論文の意義としては、下記の三点が挙げられる。

(一) まず主題の選択において、幾千年の歴史をもつ中国法系を廃止し、全く基盤を異にする西洋的法を全面的に継受するという、法学史上最も重大な事象について、その過程を解明しようとしたことは、法学史のみならず、比較文化・文化摩擦という見地からも注目すべき業績である。このような研究は、近年北京大学李貴連教授などによって推進されているが、著者がこの主題の着想を抱いた時期は李教授より早いことも注目すべきである。

(二) 特に「禮法論争」に着目し、個々の論点を分析し、論争当事者たちの思想的背景を解明し、それと関連づけて論争の経過・結末を意味づけ、独日の法典論争との比較を試みたことは、法思想史の論考としても重要な意味をもつ。日本の民法典論争が英法派對仏法派と言う洋務派同士の対立であったのに対し、「禮法論争」の改革派沈家本も儒家的背景をもち、それ故「禮」の残存という仕方で決着したという説明は説得力をもつ。

(三) 扱った資料については、島田正郎の先駆的業績に依拠している点もあるが、視野を広めて明治法学史の諸領域と関連づけており、他方で中国側に資料をも渉猟している点で、多くの独自の貢献をしている。

もっとも本論文には、なお望蜀の憾を抱かせるところも少なくない。まず、清末以降の中国においては、欧米の顧問や欧米留学帰国者なども多く、彼等の法典編纂に対する影響、あるいは日本法継受に対する抵抗などもあったと思われるが、その点についての叙述が不足している。また、日本法の継受の対象となった仏独法の参照が充分でなく、どこまでが西洋法の特質で、どこからが日本的継受の性格かが必ずしも明確でない印象が残る。他方、長い論文成立の過程で、日本語の不自然さや細部の誤り、記述の不統一

一なども随分修正されたが、依然としてそのようなものが根絶されたとは言い難い。

これら不十分と思われる点はあるものの、全体としては、法学史上極めて重要な事象について独創的かつ実証的な研究を行った本論文の意義を損なうものではない。したがって、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認める。